

白山市被災住宅耐震診断事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時の倒壊等による被害を軽減するため、被災住宅の耐震診断の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法による木造の住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 被災住宅 罹災証明書により、次に掲げる条件のいずれにも該当することが確認できる住宅をいう。
 - ア 罹災原因が令和6年1月1日に能登半島を震源として発生した地震によるものであること。
 - イ 所在地が本市の区域内であること。
 - ウ 被害の程度が一部損壊以上であること。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」により、建築物の地震に対する安全性を評価する方法をいう。
- (4) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士で一般財団法人日本建築防災協会が主催し、又は共催する講習会を修了した者のうち、一般社団法人石川県建築士事務所協会が実施する講習会を受講し、当該協会の木造住宅耐震診断士名簿に登録された者をいう。

(対象者)

第3条 耐震診断を受けることのできる者は、被災住宅の所有者（所有する予定である者及び所有者の配偶者、親、子その他市長が特に認める者を含

む。)又は居住者(居住する予定である者を含む。)で、市税を完納しているものとする。

(耐震診断の委託)

第4条 耐震診断は、一般社団法人石川県建築士事務所協会に委託して実施する。

(耐震診断に係る費用)

第5条 耐震診断に係る費用は、住宅の現況図面に基づき簡易耐震診断を実施する場合にあっては別表第1のとおりとし、現地で住宅の現況を調査し、耐震診断を実施する場合にあっては別表第2のとおりとする。

2 住宅所有者は、耐震診断における自己負担額を一般社団法人石川県建築士事務所協会に直接支払うものとする。

(守秘義務)

第6条 耐震診断士は、耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	耐震診断に係る費用	委託料
住宅の床面積が200㎡以下のもの	50,000円	50,000円
住宅の床面積が200㎡を超えるもの	53,000円	53,000円

備考 住宅所有者の負担金は不要

別表第2 (第5条関係)

区分	耐震診断に係る費用	委託料	住宅所有者の負担金額
住宅の床面積が200㎡以下のもの	90,000円	85,000円	5,000円
住宅の床面積が200㎡を超えるもの	93,000円	88,000円	5,000円